

報道機関 各位

 資料提供 令和2年7月3日
 生活環境部 環境管理課
 担当者 課長 古井 正隆
 副主幹(兼)班長 伊藤 一男
 TEL 018-860-1603
 美の国あきたネット掲載 有・無

令和2年度水浴場（開設前）の水質調査結果について

県と秋田市では、県内の10か所の水浴場で開設前に水質調査を行い、その結果を取りまとめましたので、お知らせします。

今回の調査では、全ての調査箇所が特に良好な水質の「水質AA」で、水浴場として適当な水質でした。

1 調査の概要

実施主体 : 県、秋田市
 対象水浴場 : 県内の主な9海水浴場及び1湖水浴場（全10か所）（別紙参照）
 調査項目 : ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度 など

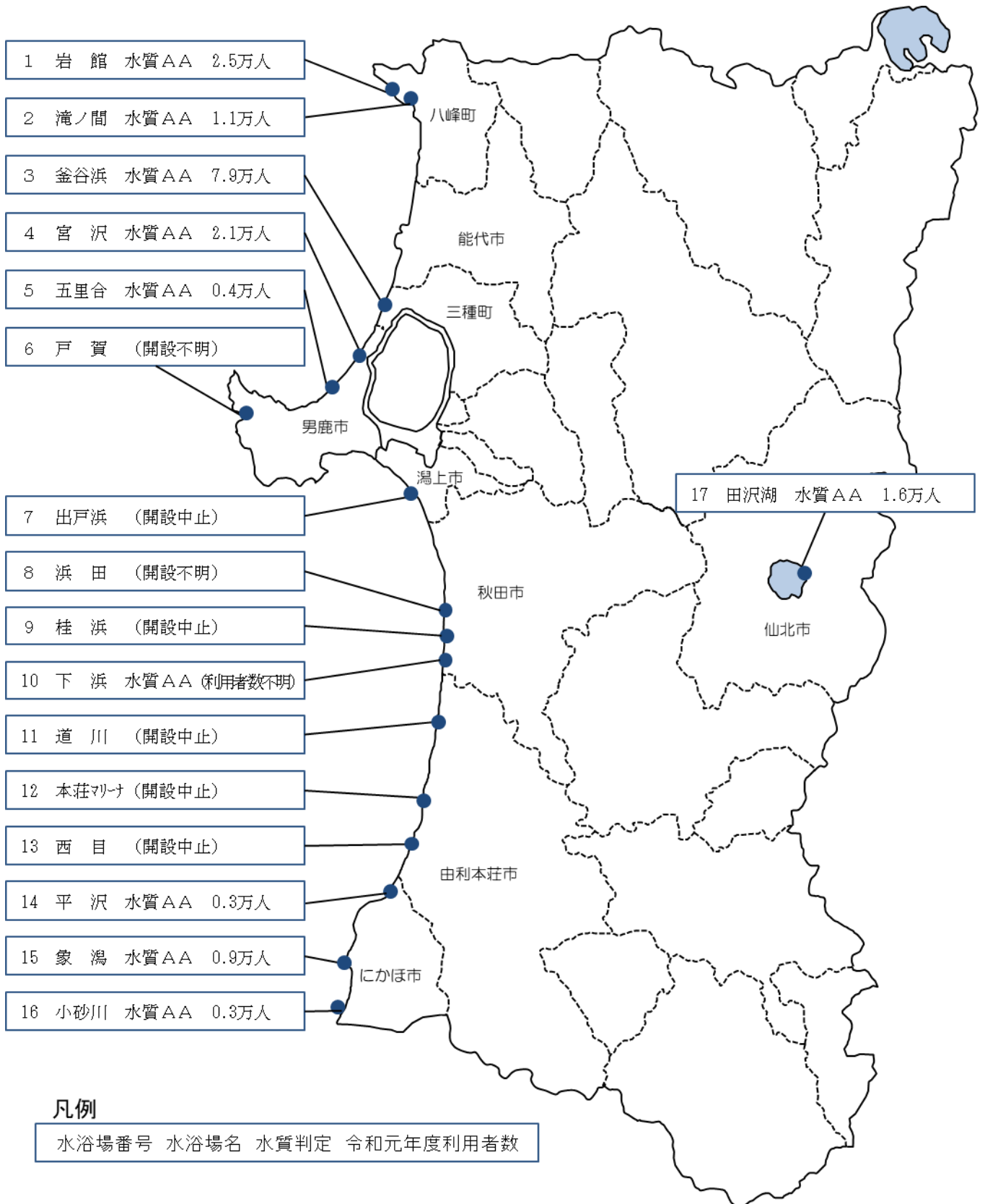
2 調査結果

環境省が定めた「水浴場水質判定基準」（参考参照）に沿って水質判定した結果、県内で開設を予定している水浴場10か所は、いずれも水浴場として特に良好な水質の「水質AA」でした。

なお、同時に調査を行った病原性大腸菌O157は、全ての水浴場で不検出でした。

| 水浴場名 | 調査月日 | 評価項目 | | | | 判定 | (参考) 前年度の判定 |
|----------|----------|----------------------------|-------|---------------|-----|------|----------------|
| | | ふん便性 大腸菌群数 (個/100mL) | 油膜の有無 | COD (mg/L) | 透明度 | | |
| 岩館（八峰町） | 4/28 | <2 | なし | 1.8 | 全透 | 水質AA | 水質AA |
| 滝ノ間（"） | 4/28 | <2 | なし | 1.7 | 全透 | 水質AA | 水質AA |
| 釜谷浜（三種町） | 4/28 | <2 | なし | 1.6 | 全透 | 水質AA | 水質AA |
| 宮沢（男鹿市） | 4/28 | <2 | なし | 1.4 | 全透 | 水質AA | 水質AA |
| 五里合（"） | 5/12 | <2 | なし | 1.5 | 全透 | 水質AA | 水質AA |
| 下浜（秋田市） | 4/27, 28 | <2 | なし | 1.6 | 全透 | 水質AA | 水質AA |
| 平沢（にかほ市） | 4/28 | <2 | なし | 1.4 | 全透 | 水質AA | 水質AA |
| 象潟（"） | 4/28 | <2 | なし | 1.4 | 全透 | 水質AA | 水質AA |
| 小砂川（"） | 4/28 | <2 | なし | 1.1 | 全透 | 水質AA | 水質A |
| 田沢湖（仙北市） | 5/12 | <2 | なし | 0.6 | 全透 | 水質AA | 水質AA |

水浴場位置図



参 考

水浴場水質判定基準について

環境省が定めた水浴場水質判定は、以下のとおりです。

- (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 又は透明度のいずれかの項目が、下表の「不適」に該当する水浴場を、「不適」な水浴場とする。
- (2) 下表の「不適」に該当しない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD 及び透明度の項目毎に、「水質AA」、「水質A」、「水質B」又は「水質C」の判定を行い、これらの判定を踏まえ、以下により該当水浴場の水質判定を行う。
 - ・ 各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・ 各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・ これら以外のものを「水質C」とする。

また、この判定により「水質AA」又は「水質A」となった水浴場を「適」、「水質B」又は「水質C」となった水浴場を「可」とする。

| | | ふん便性大腸菌群数 | 油膜の有無 | COD | 透明度 |
|----|------|-----------------------|--------------|---------------------------|-------------------|
| 適 | 水質AA | 不検出 (検出下限2個/100mL) | 油膜が認められない | 2mg/L 以下 (湖沼は3mg/L 以下) | 全透 (1m 以上) |
| | 水質A | 100 個/100mL 以下 | 油膜が認められない | 2mg/L 以下 (湖沼は3mg/L 以下) | 全透 (1m 以上) |
| 可 | 水質B | 400 個/100mL 以下 | 常時は油膜が認められない | 5mg/L 以下 | 1m 未満 ~50cm 以上 |
| | 水質C | 1,000 個/100mL 以下 | 常時は油膜が認められない | 8mg/L 以下 | 1m 未満 ~50cm 以上 |
| 不適 | | 1,000 個/100mL を超えるもの | 常時油膜が認められる | 8mg/L 超 | 50cm 未満※ |

(注) 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。

「不検出」とは、平均値が検出下限未満のことをいう。

COD の測定は日本産業規格 K0102 の 17 に定める方法（酸性法）による。

透明度（※の部分）に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。